

平成 25 年 8 月 28 日（水）に開催した第 5 回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議案

(1) 平成 25 年度 収支補正予算（案）について

ア 趣旨

文化庁補助事業「大学を活用した文化芸術推進事業」に、本学の「文化施設・実演芸術団体のためのアートマネジメント実践ゼミナール」が採択されたことから、その収入及び支出を追加する収支補正予算（案）について、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

議長が賛否を諮り、議決された。

(2) 公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬の特例に関する規程の制定について

ア 趣旨

静岡県から本法人に対して、地震津波対策のための財源を確保するという県の趣旨等を考慮のうえ、給与削減について自主的に判断するよう要請があり、それを踏まえて本法人役員の給与を削減する特例規程の制定について、その承認を求める。

なお、理事長については、現在、規程上の給与月額半額の支給となっていることから、他役員より削減率が低い旨、補足された。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

議長が賛否を諮り、議決された。

(3) 特任教員の設置に伴う関係規程の制定等について

ア 趣旨

第 1 号議案で出た文化庁の事業に伴い、特任教員に関する規程等の特任教員の設置に係る関係規程の制定等について、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

議長が賛否を諮り、議決された。

(4) 特任教員選考採用実施方針について

ア 趣旨

文化庁補助事業「大学を活用した文化芸術推進事業」を担当する教員を、規程に基づき、選考採用としたいとして、その実施方針について意見を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

議長が賛否を諮り、議決された。

(5) 理事長の専決処分の承認について

ア 趣旨

本学事業が文化庁「大学を活用した文化芸術推進事業」に採択されたことにより、それを担当する特定研究職等（研究員及び事務員）の採用を早急に行う必要があったため、その就業に関する規程制定等を理事長の専決処分としたことについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

議長が賛否を諮り、議決された。

(4) その他

給与削減とそれに伴う今後の手続きについて

本学専任教員及びプロパー職員の給与削減について、9月の役員会及び経営審議会において、給与に関する規程改正案を諮る予定であることが説明された。

以上により議事を終了した。